



 第 94 号

 令和 6 年12月 3 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

### 告 示

- 1277 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1278 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届(福祉保健総務課)
- 1279 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 1280 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届(福祉保健総務課)
- 1281 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定(障害福祉課)
- 1282 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 1283 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 1284 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 1285 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 事業廃止届(障害福祉課)
- 1286 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新 (障害福祉課)
- 1287 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1288 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1289 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1290 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1291 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1292 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1293 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1294 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1295 換地計画の縦覧(農地整備課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

#### 監査委員公表

監查結果報告公表 (監查委員事務局)

告示

### ◎新潟県告示第1277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

新潟県知事	#:	存	士	世
机伤乐加争	11/	浬	央	ш.

名称	所 在 地	指定年月日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2丁目7番16号	令和6年10月1日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2-1-10	令和6年10月1日
しなの薬局 小千谷店	小千谷市平成1丁目2番7号	令和6年10月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-5	令和6年10月1日

## ◎新潟県告示第1278号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 変更した旨の届出があった。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名	称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
古川医院	分院	燕市宮町1番10号	名称	古川医院	古川医院 分院	令和6年10月1日

## ◎新潟県告示第1279号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	廃止年月日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2丁目7番16号	令和6年9月30日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2丁目1-10	令和6年9月30日
しなの薬局 小千谷店	小千谷市平成1丁目2番7号	令和6年9月30日
関川歯科医院	五泉市吉沢2丁目1-3	令和6年9月30日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町 2 -82-1	令和6年9月30日
岩首診療所	佐渡市豊岡550番地	令和6年9月30日
こだま歯科医院	佐渡市千種丙207の8	令和6年9月21日
宮田歯科医院	南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番-1	令和6年10月8日

# ◎新潟県告示第1280号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 休止した旨の届出があった。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	休止年月日
有限会社 今成薬局	南魚沼市六日町1850番地1	令和6年10月1日

### ◎新潟県告示第1281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
就労継続支援B型	株式会社魚沼わさび苑	魚沼市十日町2262番地	株式会社魚沼わさび苑	令和6年 11月1日

## ◎新潟県告示第1282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
行動援護	社会福祉法人弥彦村社 会福祉協議会	西蒲原郡弥彦村矢作4622番地	社会福祉法人弥彦村社 会福祉協議会	令和6年 10月31日
就労継続支援A型	株式会社魚沼わさび苑	魚沼市十日町2262番地	株式会社魚沼わさび苑	令和6年 10月31日

### ◎新潟県告示第1283号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

717 I ING 71 \ 715		<del></del>		
障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
放課後等デイサービス	発育広場 五合目	柏崎市大字横山440番 地1	合同会社 craft map	令和6年 11月1日
保育所等訪問支援	多機能こどもセンタ 一銀河	長岡市宮栄 3 丁目17番 15号	社会福祉法人虹のまち福 祉会	令和6年 11月1日

### ◎新潟県告示第1284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、 次の指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)は、その指定を辞退する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	辞退の効力発生年月日
脳とこころの訪問看護ステ ーション長岡	長岡市花園南1-36	育成医療・更生医療	令和6年11月30日

### ◎新潟県告示第1285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63 条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。 令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
にこにこ薬局	長岡市曲新町687-4	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
紫雲調剤薬局	新発田市稲荷岡2252-2	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
あさひ調剤薬局	小千谷市東栄2丁目4-5	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
大手薬局中央店	見附市本町1丁目1番34号	育成医療・更生医療	令和6年11月30日
あらまち調剤薬局	村上市安良4番12号	育成医療・更生医療	令和6年11月8日
フレンズ薬局	燕市杣木1427番	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
とちの木薬局	魚沼市諏訪町1丁目9	育成医療・更生医療	令和6年12月1日

## ◎新潟県告示第1286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

h th	=r + 11b	担当する医療の	<b>再张长</b> 月月
名 称 	所 在 地	種類	更新年月日
しなの薬局 長岡赤十字病院前店	長岡市千秋 2 - 297 - 1	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
ウエルシア薬局柏崎錦町店	柏崎市錦町1-8	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
訪問看護フラワー	糸魚川市須沢2970レオネクス トブルーオーシャン102号室	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
共創未来 とよば薬局	上越市とよば4番地	育成医療•更生医療	令和6年12月1日
エム・ケイ薬局 つなん店	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 723-1	育成医療・更生医療	令和6年12月1日

#### ◎新潟県告示第1287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局長岡与板店	長岡市与板町与板乙2434番地1	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
ファーマライズ薬局 長岡店	長岡市曲新町687-4	育成医療・更生医療	令和6年12月2日
ファーマライズ薬局 紫雲寺店	新発田市稲荷岡2252-2	育成医療・更生医療	令和6年12月2日
ファーマライズ薬局 小千谷店	小千谷市東栄2丁目4-5	育成医療・更生医療	令和6年12月2日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日町二丁目108番地	育成医療・更生医療	令和6年12月1日
ファーマライズ薬局 燕店	燕市杣木1427番	育成医療・更生医療	令和6年12月2日
ファーマライズ薬局 諏訪町店	魚沼市諏訪町1丁目9	育成医療・更生医療	令和6年12月2日
有限会社ゆのたに薬局	魚沼市井口新田439番地16	育成医療・更生医療	令和6年12月1日

### ◎新潟県告示第1288号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和6年11月25日認可した。

令和6年12月3日

新潟県村上地域振興局長

## ◎新潟県告示第1289号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区の定款の変更を令和6年11月25日認可した。

令和6年12月3日

新潟県三条地域振興局長

# ◎新潟県告示第1290号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和6年11月25日認可した。

令和6年12月3日

新潟県長岡地域振興局長

## ◎新潟県告示第1291号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月4日から令和7年1月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	本条地区 (全換地区)	換地計画書の写し	柏崎市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

### 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(農地環境整備)事業に係る 換地計画を定めたので、令和6年12月4日から令和7年1月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上片貝地区(全換地区)	換地計画書の写し	小千谷市役所

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第1293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月4日から令和7年1月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名 (換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	堀耕東地区 (全換地区)	換地計画書の写し	阿賀野市役所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月4日から令和7年1月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名 (換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	和田・横瀬地区(全換地区)	換地計画書の写し	魚沼市役所

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- 2 処分の取消しの訴えについて
  - (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第1295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月4日から令和7年1月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	大和沢地区(全換地区)	換地計画書の写し	魚沼市役所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- 2 処分の取消しの訴えについて
  - (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

# 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、採尿畜尿・比重測定装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量 採尿畜尿・比重測定装置 一式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 病棟

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月13日(金)午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除細動器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

除細動器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 病棟

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月13日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、人工呼吸器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月3日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

人工呼吸器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年3月14日(金)

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び間い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年12月10日(火)午後1時

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月17日(火)午前10時30分

新潟県立妙高病院 会議室

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

# 監査委員公表

### 監 査 結 果 報 告 公 表

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

### 令和6年12月3日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸 新潟県監査委員 松 原 良 道 新潟県監査委員 杉 井 旬 新潟県監査委員 樺 澤 尚

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に 規定する事務の執行(以下「財務事務の執行等」という。)を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

## 【監査結果の区分(是正又は改善を要する事項等)】

区分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

# 普通会計

# (知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且切れ未等
政策企画課	令和6年7月19日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
秘書課	令和6年9月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
広報広聴課	令和6年9月5日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (総務部)

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	<b>血</b> 単り和木寺
財政課	令和6年8月8日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
人事課	令和6年7月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
県民生活課	令和6年9月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
市町村課	令和6年11月14日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
統計課	令和6年9月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
税務課	令和6年9月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
総務事務センター	令和6年11月14日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (環境局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川病	馬	対象年度	対象期間	血 旦 り 和 木 寺
環境政策課	令和6年7月24日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
環境対策課	令和6年10月23日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	***************************************

資源循環推進課	令和6年10月15日	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等	
血且对象/// 病	皿且十八口	対象年度	対象期間	血量が加入す	
防災企画課	令和6年8月2日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。	
危機対策課	令和6年10月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項	
消防課	令和6年9月11日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。	

# (福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等
皿 且 內 豕 川 禹	皿且十月 日	対象年度	対象期間	血且·//加木守
福祉保健総務課	令和6年9月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
				(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
国保・福祉指導課	令和6年10月21日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域医療政策課	令和6年9月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
感染症対策・薬務 課	令和6年10月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
高齢福祉保健課	令和6年10月21日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
				(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
健康づくり支援課	令和6年9月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
				(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項

で記される 年10月17日	のほか、 送信した 再発防止 委託につ いなかっ
---------------	--------------------------------------

# (産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川禹	<u> </u>	対象年度	対象期間	血 旦 り 相 木 寺
産業政策課	令和6年8月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域産業振興課	令和6年10月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
				3 設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分25件17,450,234円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項)契約及び履行確認に関する事項物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
創業・イノベー ション推進課	令和6年10月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
しごと定住促進課	令和6年9月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
雇用能力開発課	令和6年9月2日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

# (観光文化スポーツ部)

	· / Hb/			
監査対象所属	· 查対象所属 監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	監重の和未等
観光企画課	令和6年8月8日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

				(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
国際観光推進課	令和6年10月28日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
文化課	令和6年8月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
スポーツ課	令和6年10月7日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (農林水産部)

監査対象所属 監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且凡豕川禹	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且少和木寺
農業総務課	令和6年8月8日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域農政推進課	令和6年10月15日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農産園芸課	令和6年9月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
経営普及課	令和6年9月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	「魅力ある農業」の情報発信に係る民間サイトを活用したPRの実施業務委託について、部分払をしているにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。 (注意事項)
				歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
食品・流通課	令和6年9月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
畜産課	令和6年9月9日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
水産課	令和6年10月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
漁港課	令和6年11月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
林政課	令和6年10月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
治山課	令和6年11月6日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (農地部)

<b></b> 監本年 日 日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺
令和6年9月2日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
令和6年11月1日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
令和6年11月1日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
令和6年10月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
令和6年11月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	令和6年11月1日 令和6年11月1日 令和6年10月30日	監査年月日     対象年度       令和6年9月2日     令和5年度       令和6年11月1日     令和5年度       令和6年11月1日     令和5年度       令和6年10月30日     令和5年度	対象年度 対象期間 令和6年9月2日 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和6年11月1日 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和6年11月1日 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和6年10月30日 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和6年11月12日 令和5年度 令和5年4月1日から

# (十大部)

監査対象所属	監査年月日		対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	血 五十万 日	対象年度	対象期間	血虫业和水寺
監理課	令和6年8月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
技術管理課	令和6年11月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上
用地・土地利用課	令和6年10月23日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
道路管理課	令和6年11月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
道路建設課	令和6年10月28日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
河川管理課	令和6年9月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
河川整備課	令和6年10月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
砂防課	令和6年11月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
都市局都市政策課	令和6年11月5日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
都市局都市整備課	令和6年10月28日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
都市局建築住宅課	令和6年11月6日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
都市局下水道課	令和6年11月8日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

都市局営繕課 令和6年11月8日 令和5年度 令和5年4月1日から (注意事項) 令和6年3月31日まで 契約及び履行確認に関する事項

# (交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相木寺
交通政策課	令和6年8月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
港湾振興課	令和6年9月5日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
港湾整備課	令和6年10月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。
空港課	令和6年9月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
監重对象別偶	監査千月日	対象年度	対象期間	監重の相末寺
農業振興部	令和6年10月30日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農村整備部	令和6年10月25日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年10月11日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の加木寺
県税部	令和6年9月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。
津川地区振興事務 所	令和6年11月7日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (三条地域振興局)

監査対象所属	監査対象年度及び期間 監対象所属 監査年月日		監査の結果等	
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	監重の和未等
地域振興グループ	令和6年9月11日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

# (長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	宝年 日 監査対象年度及び		監査の結果等
血且凡豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の相不守
県税部	令和6年8月29日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農林振興部	令和6年9月18日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (魚沼地域振興局)

一 (思有地域)派典	7FJ /			
監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血且对象/// 两	<u>血</u> 且十万 p	対象年度	対象期間	血直·//柏木·子
地域振興グループ	令和6年10月21日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農業振興部	令和6年10月23日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年10月21日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (南魚沼地域振興局)

(用思伯地 <b>以</b> 孤		監査対象年度及び期間		<b>ひ</b> 木の仕用な
監査対象所属		対象年度	対象期間	監査の結果等
健康福祉環境部	令和6年10月11日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
児童・障害者相談 センター	令和6年10月11日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
農林振興部	令和6年10月28日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年10月24日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	監重の指示等
地域振興グループ	令和6年11月1日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	1
農業振興部	令和6年11月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年11月1日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	***************************************

# (上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査	対象年度及び期間	監査の結果等
監査対象別属	監査平月日	対象年度	対象期間	監集の相未守
県税部	令和6年9月19日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農林振興部	令和6年10月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農林振興部 上越 東農林事務所	令和6年10月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年9月20日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(1-12: 4 2 2

地域整備部 上越 令和6年9月20日 令和5年度 令和5年4月1日から 適正と認めた。 令和6年3月31日まで

# (糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血压// 3人///3	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の加水等
地域振興グループ	令和6年10月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
農林振興部	令和6年10月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
地域整備部	令和6年10月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (佐渡地域振興局)

(1-104-1-1747)	(区区的风景市)						
監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等			
血且八豕川病	<u> </u>	対象年度	対象期間	<u> </u>			
地域整備部	令和6年7月4日から令和6年7月5日まで	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで				

# (議会事務局・各種委員会)

(概公事伤问: 位性安良公)					
監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等	
血且对多別馬	<u> </u>	対象年度	対象期間	血且の和木等	
議会事務局	令和6年10月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで		
人事委員会事務局	令和6年10月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項	
監査委員事務局	令和6年10月24日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項	
労働委員会事務局	令和6年10月24日		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで		

# (教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対	対象年度及び期間	監査の結果等
<u> </u>	<u> </u>	対象年度	対象期間	血重切和未等
教育庁総務課	令和6年9月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
財務課	令和6年9月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
				(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
福利課	令和6年10月15日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
生徒指導課	令和6年9月27日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
生涯学習推進課	令和6年9月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	( - , <u>-</u> , - , - , - , - , - , - , - , - , - ,
保健体育課	令和6年10月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

# (警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
血五八水///闪	皿五   71 日	対象年度	対象期間	血压 小相水 书
警察本部	令和6年8月9日	令和 5 年度	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	***************************************